

企画競争実施の広告

平成20年5月1日

本州四国連絡高速道路株式会社

契約責任者 神戸管理センター所長 仁木 清貴

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

平成20年度橋の科学館管理運営業務

(本四高速事業への理解、橋梁技術の普及、利用促進を図ることを目的とした施設「橋の科学館」の管理運営並びに実橋体験(11月末まで)の運営を行う業務)

(2) 業務内容

①「橋の科学館」の管理運営

②「橋の科学館」を基点として実施する実橋体験の運営

(3) 履行期限

平成21年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号の一に該当しないこと

① 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 本州四国連絡高速道路会社(以下「本四会社」という。)に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 平成18・19・20事業年度本四会社物品購入契約等競争参加資格の審査において、「2. 役務の提供」のうち、「(9) その他」で資格を有すると認められた者であつて、かつ、A又はB等級に格付けされた者

(3) 本四会社の指名停止を受けている期間中でないこと

(4) 技術者等に関する要件

① 長大橋に関する技術的知識のある技術者を有していること

② 説明書1.(12)配置予定技術者における要件を満たすものであること

(5) 業務執行体制に関する要件

説明書 1. (8) を満たす人員配置が可能であること

- (6) 業務実績に関する要件
過去 5 年間に入館料を収受する科学館、博物館の管理運営実績があること

3. 企画提案書の記述事項

- (1) 「橋の科学館」の管理運営と実橋体験の運営に関する項目
- (2) サービス内容に関する項目
- (3) 応募者の業務実績などに関する項目
- (4) 収支計画に関する項目

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒655-0852
兵庫県神戸市垂水区名谷町 5 4 9 番地
本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 担当：総務課
TEL (078) 709-1447 FAX (078) 709-4000
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 21 日まで、(1) に同じ。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
平成 20 年 5 月 21 日 16 時 00 分 (1) に同じ。持参に限る。
- (4) 企画提案書に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリング実施
平成 20 年 5 月 22 日 13 時 00 分～ 本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 3 階第 1 会議室

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (7) その他の詳細は説明書による。